

全体協議会・地域協議会の統合について ～淀川河川公園協議会（仮称）の発足～

令和6年10月

淀川河川事務所

全体協議会・地域協議会の現状と課題、今後の方針

現状	● H20年の基本計画に基づき、<u>地区ごとに地域の特性を踏まえた方針を決める</u>ために公園全体を上流～下流の4つの地域に分け、整備方針等に関して各地域で協議会が設置されている。 ● 地域協議会にて、個別の地区に関する整備計画や運営管理等に関する議論を進め、<u>全体協議会では各地域協議会の代表者（会長）が集まり、整備や検討状況の報告・評価</u>を行う。また、全体協議会では、公園全体の共通課題について議論を行う。
----	--

課題	● 基本計画策定当時に比べ、予算や人員の減少に伴い、過年度に作成した地区別整備計画の実行に時間を要することにより、新たな議題の提案頻度が低下し、ひいては<u>地域協議会の開催頻度が減少</u>している。公園全体の状況報告・点検の場である全体協議会も平成26年度以降開催されていない。 ● 4つに分けられているものの、<u>各地域協議会の対象エリアが広く</u>、ピンポイントの地区について議論する際にも関連性の薄い自治体や地域住民の参加が求められ、負担となるとともに<u>活発な議論が行われにくい</u>。
----	---

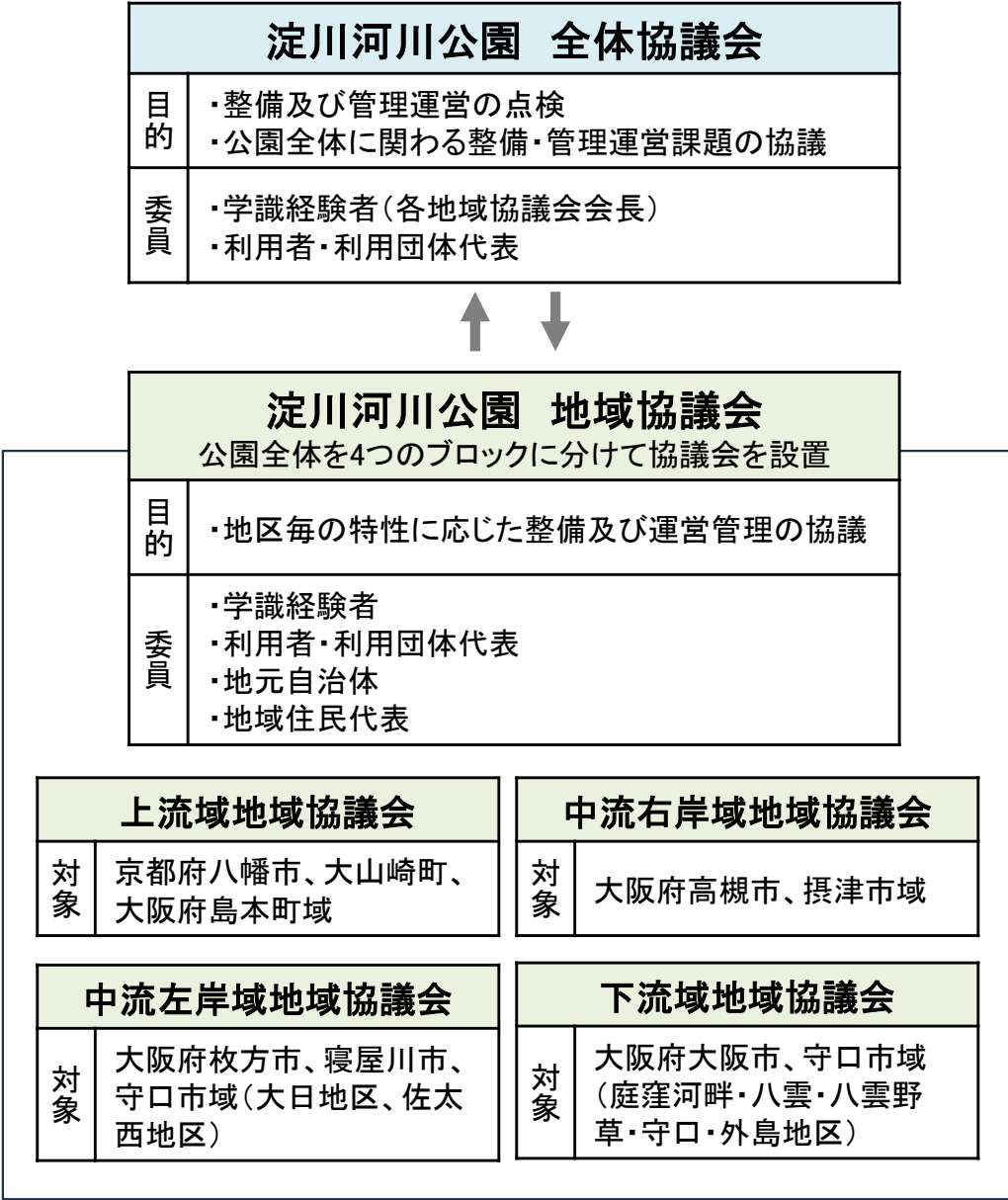
⇒ 協議会の運営を効率化するとともに、多様な関係者の参画による議論・取組を活発化させ、基本計画の実現に向けた整備や管理運営の推進を図ることが重要



方針	<u>淀川河川公園50周年を契機とした新しい協議体の形成</u>
ポイント	● <u>4つの地域協議会と全体協議会を統合</u>した「淀川河川公園協議会（仮称）」の設置 ● 学識委員を含む<u>委員の再編、任期の設定</u> ● 議題に応じた<u>各種関係者の柔軟な参画</u> ● <u>デジタル技術（WEB会議による開催等）</u>を活用し、より広く開かれた協議会の運営

新たな協議会体制

■これまでの協議会体制



■新たな協議会体制

淀川河川公園協議会(仮称)		
目的	淀川河川公園基本計画の基本方針に基づき、公園の整備や管理運営に関する審議・確認を行う	
協議	・新規に開園する地区の整備計画案の審議 ・公園整備計画に基づく整備及び管理運営の確認	
対象	淀川河川公園及びその予定区域	
委員	・学識経験者 ・公園管理者 ・運営管理者(公園管理センター) ・関係府・指定都市(大阪府、京都府、大阪市) ・関係市町(八幡市、大山崎町、島本町、高槻市、摂津市、枚方市、寝屋川市、守口市)	
	任期等	・任期:2年 ・通算在任期間:25年を上限 ・年齢制限:委嘱時原則満65歳、満70歳以降には再任は行わない ・会長:任期2年、再任は連続3期を上限
その他	・都市公園法に基づく公園協議会として明記 ・アドバイザーの設置を可能とする ・WEB会議による開催を可能とする	

報告 ↑ ↓ 指示

部会	
概要	必要に応じて、部会を設置できる
委員	会長及び事務局が委員及び部会長を指名

淀川河川公園協議会（仮称）設立に向けた今後の進め方

■今後の進め方（案）

時期		協議会	議題
令和6年度	10月7日	地域協議会 ※書面開催	- 公園整備の進捗状況 - 各地区における最近のトピックス - 今後の協議会の進め方について
	12月頃	全体協議会	- 御幸橋野草地区の視察 - 淀川河川公園事業の進捗報告 - 今後の協議会の進め方について 等
	2月頃	淀川河川公園協議会 （仮称）	- 淀川河川公園協議会（仮称）の発足 - 淀川河川公園事業の進捗報告 等
令和7年度 以降	定期開催	淀川河川公園協議会 （仮称）	- 新規開園する地区の公園整備計画案の審議 - 公園整備計画に基づく整備状況及び管理運営に関する確認 等